

# 再生可能エネルギー発電設備に係る特例 《固定資産税》

再生可能エネルギー発電設備の早期の導入促進を図るため、再生可能エネルギー発電設備の固定資産税の軽減により、設備の導入初期における経済的負担を軽減します。

◆以下の再生可能エネルギー発電設備が対象です。

太陽光発電設備

風力発電設備

中小水力発電設備

地熱発電設備

バイオマス  
発電設備



※太陽光発電設備は政府の補助を受けた自家消費型設備に限る。太陽光発電設備以外は、固定価格買取制度の事業計画認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に限る。

＜特例の内容＞ 【適用期間：2年間（令和3年度（2021年度）末まで）】

再生可能エネルギー発電設備について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り、**課税標準を、課税標準となるべき価格から以下の割合に軽減。**

太陽光発電設備 (10kW以上)		風力発電設備		中小水力発電設備		地熱発電設備		バイオマス発電設備 (20,000kW未満)	
1,000kW以上	<b>3/4</b> (7/12～11/12)	20kW以上	<b>2/3</b> (1/2～5/6)	5,000kW以上	<b>3/4</b> (7/12～11/12)	1,000kW以上	<b>1/2</b> (1/3～2/3)	10,000kW以上	<b>2/3</b> (1/2～5/6)
1,000kW未満	<b>2/3</b> (1/2～5/6)	20kW未満	<b>3/4</b> (7/12～11/12)	5,000kW未満	<b>1/2</b> (1/3～2/3)	1,000kW未満	<b>2/3</b> (1/2～5/6)	10,000kW未満	<b>1/2</b> (1/3～2/3)

※軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に軽減率を設定できる「わがまち特例」を適用する（上表の括弧書の間で設定）。

＜特例の効果＞

例：100kWの小水力発電設備(※)を取得し、課税標準が1/2に軽減される場合

	通常の場合の 固定資産税額(概算)	軽減された場合の 固定資産税額(概算)
適用1年目	133万円	67万円
適用2年目	120万円	60万円
適用3年目	108万円	54万円
合計	<b>361万円</b>	<b>181万円</b>

(※取得価額1億円、耐用年数22年として算出)

担当部署 お問い合わせ先	農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課 再生可能エネルギー室 (代表)03-3502-8111(内線4341) (直通)03-6744-1508
-----------------	---